



三重県公報

令和7年10月28日 (火)

第 664 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	規 則		
65	建築基準法施行細則及び三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則	(建 築 開 発 課)	2
	告 示		
713	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
714	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	3
715	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	3
716	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の再開の届出	(同)	3
717	生活保護法の規定による指定医療機関からの指定の辞退	(同)	3
718	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関の指定	(同)	4
719	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	4
720	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	4
721	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の再開の届出	(同)	5
722	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの指定の辞退	(同)	5
723	構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地の変更	(建 築 開 発 課)	5
	公 安 委 告 示		
36	駐車監視員資格者講習及び認定考査の実施	(公 安 委 員 会)	6

規 則

建築基準法施行細則及び三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和七年十月二十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第六十五号

建築基準法施行細則及び三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則
(建築基準法施行細則の一部改正)

第一条 建築基準法施行細則(昭和四十六年三重県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
(認定申請に係る添付書類) 第十五条の二 次の表の(い)欄に掲げる認定を受けようとする者は、当該認定の区分に応じ、省令第十条の四の二第一項で定める申請書に、それぞれ同表の(ろ)欄に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。 <table><tr><td>(い) 認定の区分</td><td>(ろ) 添付する書類</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>政令第百三十七条の十二第二項若しくは第十二項又は政令第百三十七条の十六第二号の規定による認定</td><td>省令第一条の三第一項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図及び既存不適格調書</td></tr></table> 2 (略)	(い) 認定の区分	(ろ) 添付する書類	(略)	(略)	政令第百三十七条の十二第二項若しくは第十二項又は政令第百三十七条の十六第二号の規定による認定	省令第一条の三第一項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図及び既存不適格調書	(認定申請に係る添付書類) 第十五条の二 次の表の(い)欄に掲げる認定を受けようとする者は、当該認定の区分に応じ、省令第十条の四の二第一項で定める申請書に、それぞれ同表の(ろ)欄に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。 <table><tr><td>(い) 認定の区分</td><td>(ろ) 添付する書類</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>政令第百三十七条の十二第二項若しくは第七項又は政令第百三十七条の十六第二号の規定による認定</td><td>省令第一条の三第一項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図及び既存不適格調書</td></tr></table> 2 (略)	(い) 認定の区分	(ろ) 添付する書類	(略)	(略)	政令第百三十七条の十二第二項若しくは第七項又は政令第百三十七条の十六第二号の規定による認定	省令第一条の三第一項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図及び既存不適格調書
(い) 認定の区分	(ろ) 添付する書類												
(略)	(略)												
政令第百三十七条の十二第二項若しくは第十二項又は政令第百三十七条の十六第二号の規定による認定	省令第一条の三第一項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図及び既存不適格調書												
(い) 認定の区分	(ろ) 添付する書類												
(略)	(略)												
政令第百三十七条の十二第二項若しくは第七項又は政令第百三十七条の十六第二号の規定による認定	省令第一条の三第一項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図及び既存不適格調書												

(三重県事務決裁及び委任規則の一部改正)

第二条 三重県事務決裁及び委任規則(平成十四年三重県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一 県土整備部建築開発課の表第一号の項第二百十号中「第137条の12第6項及び第7項」を「第137条の12第11項及び第12項」に改める。

第三条 三重県事務決裁及び委任規則の一部を次のように改正する。

別表第一 県土整備部建築開発課の表第一号の項中第百七十六号を削り、第百七十七号を第百七十六号とし、第百七十八号から第二百十五号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和七年十一月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、令和七年十二月一日から施行する。

告 示

三重県告示第713号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和7年10月28日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
芹の里クリニック	津市久居井戸山町707-3	令和7年10月1日
医療法人三美会 セントローズクリニック	津市新町一丁目5番16号	令和7年9月1日
高見内科	伊勢市岡本一丁目4番25号	令和7年9月1日

フラワー薬局中部店	四日市市中部 6-7	令和7年9月1日
調剤薬局花みかん	南牟婁郡御浜町阿田和 6066-2	令和7年9月1日
調剤薬局花みかん つるこ店	南牟婁郡紀宝町成川 44-1	令和7年9月1日
訪問看護リベル 四日市	四日市市赤堀南町 2-25	令和7年9月1日
訪問看護リベル 四日市あさけ	四日市市下さざらい町 11-8	令和7年9月1日

三重県告示第 714 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 7 年 10 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
エンゼル薬局久保田店	四日市市久保田二丁目 169-3	所在地：四日市市久保田二丁目 14 番地 23	令和 7 年 7 月 23 日
訪問看護リハビリステーション鶴寿	津市高茶屋二丁目 13 番 1 号	所在地：津市藤方 1535 番地 2	令和 7 年 4 月 18 日
n a n o 訪問看護ステーション伊勢	伊勢市小俣町湯田 44 番地	名称：n a n o 訪問看護ステーション	令和 7 年 8 月 1 日

三重県告示第 715 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 7 年 10 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
三重つくし診療所	津市高茶屋小森町 1812	令和 7 年 8 月 29 日
セントローズクリニック	津市新町 1 丁目 5 番 16 号	令和 7 年 8 月 31 日
医療法人三美会 三重レディースクリニック	津市久居野村町 366 番地 1	令和 7 年 8 月 31 日
三重NKクリニック	津市栗真中山町 202 番地	令和 7 年 8 月 31 日
まんのう整形外科	松阪市松崎浦町 96-1	令和 7 年 8 月 19 日
藤井整形外科クリニック	伊勢市楠部町乙 139-2	令和 7 年 8 月 8 日
高見内科	伊勢市岡本一丁目 4 番 28 号	令和 7 年 8 月 31 日
フラワー薬局中部店	四日市市中部 8-15	令和 7 年 8 月 31 日
調剤薬局花みかん	南牟婁郡御浜町阿田和平見 6066-2	令和 7 年 8 月 31 日
調剤薬局花みかん つるこ店	南牟婁郡紀宝町成川 44-1	令和 7 年 8 月 31 日

三重県告示第 716 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の再開の届出がありました。

令和 7 年 10 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	再開年月日
日咲クリニック	名張市希央台 4 番町 82 号	令和 7 年 9 月 2 日
医療法人 良友会 中尾歯科 神戸診療所	鈴鹿市神戸 1 丁目 22 番 35 号第 4 不二ビル 201 号	令和 7 年 9 月 15 日

三重県告示第 717 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

令和 7 年 10 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	辞退年月日
善快堂薬局	津市西丸之内 10-1	令和 7 年 10 月 3 日
平井薬局	三重郡菰野町福村 94-1	令和 7 年 9 月 25 日

三重県告示第 718 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 7 年 10 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
芹の里クリニック	津市久居井戸山町 707-3	令和 7 年 10 月 1 日
医療法人三美会 セントローズクリニック	津市新町一丁目 5 番 16 号	令和 7 年 9 月 1 日
高見内科	伊勢市岡本一丁目 4 番 25 号	令和 7 年 9 月 1 日
フラワー薬局中部店	四日市市中部 6-7	令和 7 年 9 月 1 日
調剤薬局花みかん	南牟婁郡御浜町阿田和 6066-2	令和 7 年 9 月 1 日
調剤薬局花みかん つるこ店	南牟婁郡紀宝町成川 44-1	令和 7 年 9 月 1 日
訪問看護リベル 四日市	四日市市赤堀南町 2-25	令和 7 年 9 月 1 日
訪問看護リベル 四日市あさけ	四日市市下さざらい町 11-8	令和 7 年 9 月 1 日

三重県告示第 719 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 7 年 10 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
エンゼル薬局久保田店	四日市市久保田二丁目 169-3	所在地：四日市市久保田二丁目 14 番地 23	令和 7 年 7 月 23 日
訪問看護リハビリステーション鶴寿	津市高茶屋二丁目 13 番 1 号	所在地：津市藤方 1535 番地 2	令和 7 年 4 月 18 日
n a n o 訪問看護ステーション伊勢	伊勢市小俣町湯田 44 番地	名称：n a n o 訪問看護ステーション	令和 7 年 8 月 1 日

三重県告示第 720 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 7 年 10 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
三重つくし診療所	津市高茶屋小森町 1812	令和 7 年 8 月 29 日
セントローズクリニック	津市新町 1 丁目 5 番 16 号	令和 7 年 8 月 31 日
医療法人三美会 三重レディースクリニック	津市久居野村町 366 番地 1	令和 7 年 8 月 31 日
三重 N K T クリニック	津市栗真中山町 202 番地	令和 7 年 8 月 31 日
まんのう整形外科	松阪市松崎浦町 96-1	令和 7 年 8 月 19 日

藤井整形外科クリニック	伊勢市楠部町乙 139-2	令和 7 年 8 月 8 日
高見内科	伊勢市岡本一丁目 4 番 28 号	令和 7 年 8 月 31 日
フラワー薬局中部店	四日市市中部 8-15	令和 7 年 8 月 31 日
調剤薬局花みかん	南牟婁郡御浜町阿田和平見 6066-2	令和 7 年 8 月 31 日
調剤薬局花みかん つるこ店	南牟婁郡紀宝町成川 44-1	令和 7 年 8 月 31 日

三重県告示第 721 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の再開の届出がありました。

令和 7 年 10 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	再開年月日
日咲クリニック	名張市希央台 4 番町 82 号	令和 7 年 9 月 2 日
医療法人 良友会 中尾歯科 神戸診療所	鈴鹿市神戸 1 丁目 22 番 35 号第 4 不二ビル 201 号	令和 7 年 9 月 15 日

三重県告示第 722 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

令和 7 年 10 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	辞退年月日
善快堂薬局	津市西丸之内 10-1	令和 7 年 10 月 3 日
平井薬局	三重郡菰野町福村 94-1	令和 7 年 9 月 25 日

三重県告示第 723 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により構造計算適合性判定（以下「判定」といいます。）を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地を次のとおり変更します。同法第 77 条の 35 の 8 第 4 項の規定により公示します。

令和 7 年 10 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の名称等

- (1) 名称
日本建築検査協会株式会社
- (2) 住所
東京都中央区日本橋三丁目 13 番 11 号
- (3) 業務区域
三重県全域

2 変更内容

業務所をいう事 務所の所在地		行わせることとした判定の業務
変更前	変更後	
東京都中央区日本橋二丁目 12 番 6 号	東京都中央区日本橋二丁目 12 番 9 号	一の判定の申請に、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分を含む判定の業務（日本建築検査協会株式会社の構造計算適合性判定業務規程等により判定できないものを除く。） 1 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 81 条第 2 項第 1 号ロに定める構造計算による建築物 2 三重県内に業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により、三重県内で業務を行う事務所で判定できない建

		築物
--	--	----

- 3 変更年月日
令和7年11月1日

公安委告示

三重県公安委員会告示第36号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イの規定による講習（以下「駐車監視員資格者講習」といいます。）及び同号ロの規定による認定（以下「認定審査」といいます。）を次のとおり実施します。

令和7年10月28日

三重県公安委員会委員長 吉 田 す み 江

1 駐車監視員資格者講習

(1) 実施日時

第1日 令和7年12月3日（水）午前8時40分から午後6時まで
第2日 令和7年12月4日（木）午前8時40分から午後6時まで
修了審査 令和7年12月10日（水）午前9時から午前10時30分まで

(2) 実施場所

三重県津市栄町一丁目100番地 三重県警察本部（7階東小会議室）

(3) 受講定員

15名（申込者多数の場合は、定員に達した時点で締め切ります。）

(4) 受講手続

ア 申込期間

令和7年11月4日（火）から同月26日（水）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、1(4)ウ(イ)の場合は、令和7年11月5日（水）午前8時30分から同月26日（水）午後5時15分まで。）

イ 申込先

三重県津市栄町一丁目100番地
三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係

ウ 申込方法

次のいずれかの方法で、受講者本人が申し込んでください。

(ア) 書面での申込み

駐車監視員資格者講習受講申込書に必要事項を記載の上、写真2枚（受講の申込み前6月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景で縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて申し込んでください。

なお、このとき、受講者本人であることが確認できる身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）を持参してください。

(イ) 三重県電子申請・届出システムでの申込み

三重県電子申請・届出システムに必要事項を入力し、写真を添付して申し込んでください。

受講日に受講者本人であることが確認できる身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）を持参してください。

エ 講習手数料の納付方法

次のいずれかの方法で、講習手数料を納付してください。

なお、既納の講習手数料は、返還しません。

(ア) 書面で申込みの場合

20,000円分の三重県収入証紙を収入証紙納付書に貼付し、申込時に納付してください。

(イ) 三重県電子申請・届出システムで申込みの場合

三重県電子申請・届出システムの受理通知を確認後、クレジットカードで納付してください。

オ 申込書等の配布場所

駐車監視員資格者講習受講申込書及び収入証紙納付書は、三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係又は三重県内の各警察署交通（第二）課若しくは地域交通課で配布しています。

(5) その他

2 日間の講習を受講し、修了考査に合格した方には、駐車監視員資格者証の交付申請に必要な駐車監視員資格者講習修了証明書を交付します。

2 認定考査

(1) 実施日時

令和7年12月10日（水）午前9時から午前10時30分まで

(2) 実施場所

三重県津市栄町一丁目100番地 三重県警察本部（7階東小会議室）

(3) 受検資格

次のいずれかに該当する者

ア 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 確認事務における管理的又は監督的地位にあった期間が通算して5年以上である者

ウ ア又はイに掲げる者と同等の経歴を有する者

(4) 受検手続

ア 申請期間

令和7年11月4日（火）から同月26日（水）まで（三重県の休日を定める条例第1条に規定する休日を除きます。）の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、2(4)ウ(イ)の場合は、令和7年11月5日（水）午前8時30分から同月26日（水）午後5時15分まで。）

イ 申請先

三重県津市栄町一丁目100番地

三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係

ウ 申請方法

次のいずれかの方法で、受検者本人が申請してください。

(ア) 書面での申請

認定申請書に必要事項を記載の上、写真2枚（受検の申請前6月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景で縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、申請してください。

なお、このとき、受検者本人であることが確認できる身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）及び(3)アからウまでのいずれかに該当することを証する書面（経歴書、人事記録証明書等）を持参してください。

(イ) 三重県電子申請・届出システムでの申請

三重県電子申請・届出システムに必要事項を入力し、写真を添付して申請してください。

なお、(3)アからウまでのいずれかに該当することを証する書面（経歴書、人事記録証明書等）を提出してください。

受検日に受検者本人であることが確認できる身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）を持参してください。

エ 申請手数料の納付方法

次のいずれかの方法で、申請手数料を納付してください。

なお、既納の申請手数料は、返還しません。

(ア) 書面で申請の場合

4,500円分の三重県収入証紙を収入証紙納付書に貼付し、申請時に納付してください。

(イ) 三重県電子申請・届出システムで申請の場合

三重県電子申請・届出システム受理通知を確認後、クレジットカードで納付してください。

オ 申請書等の配布場所

認定申請書及び収入証紙納付書は、三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係又は三重県内の各警察署交通（第二）課若しくは地域交通課で配布しています。

(5) その他

認定考査に合格した方には、駐車監視員資格者証の交付申請に必要な認定書を交付します。

3 問合せ先

御不明な点については、三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係（電話 059-222-0110 内線 5142）へお問い合わせください。

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
